

5障第697号
令和5年(2023年)10月27日

長野県障がい者社会参加推進協議会
会長 小林 和夫 様

構成団体

社会福祉法人長野県身体障害者福祉協会
理事長 小林 和夫 様

社会福祉法人長野県視覚障害者福祉協会
理事長 青木 勝久 様

社会福祉法人長野県聴覚障害者協会
理事長 松原 武 様

長野県肢体不自由児者父母の会連合会
会長 浅井 茂 様

長野県手をつなぐ育成会
会長 中村 彰 様

特定非営利活動法人長野県精神保健福祉社会連合会
理事長 草間 博 様

長野県知事 阿部 守一



要望書への回答について

令和5年10月13日付けで提出いただいた要望について、別紙のとおり回答します。

(問合せ先)
担当 健康福祉部障がい者支援課在宅支援係 吉沢
電 話 026-235-7104 (直通)
ファクシミリ 026-234-2369
電子メール shogai-shien@pref.nagano.lg.jp

要　望　項　目　及　び　回　答

1 「共生社会」を実現するための、「社会的障壁」の除去

〈回答要旨〉

- 昨年度、長野県障がい者共生条例を施行し、県民の方々には様々な方法で広報啓発を行ってきました。県としては、全庁を挙げて障がい者共生社会づくりを率先垂範するため、全組織共通目標を定め取り組んでおり、県職員向けの研修も継続して実施しています。
- 引き続き、条例の目的及び基本理念にのっとり、障がいのある人の自立及び社会参加に向けた取組等に関する基本的施策を実施し、全ての県民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、支え合い、活かし合う社会の実現に向けた機運の醸成を、県庁全部局と連携し取り組んでまいります。
- また、「障がい」は個人の心身機能の障がいと社会的障壁の相互作用によって作り出されているものであり、その社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障がいの社会モデル」の考え方を広め、お互いの前向きな建設的対話と工夫により、共生社会づくりがより一層進むよう取り組んでまいります。

(障がい者支援課)

2 ヘルプマーク制度とパーキングパーミット制度に関する県民への周知と改善について

〈回答要旨〉

- ヘルプマークの周知については、令和元年に2人と3つの団体をヘルプマークディレクターに委嘱し、様々なイベントでのブースの出展や小学校・中学校での講演など活発に活動していただております。
- 信州あいサポート運動のあいサポート研修でもヘルプマークの目的等を詳しく説明しており、今年度は、公共交通機関の職員に対し研修を実施しました。
- ヘルプマークの普及啓発、信州あいサポート運動の推進に引き続き取り組んでまいります。

(障がい者支援課)

- パーキングパーミット制度については、障がい者等用駐車区画を真に必要とする方が利用しやすくなるため、県ホームページや市町村等関係機関を通じて制度の周知を図るとともに、どの地域でも快適に暮らしていくよう、引き続き医療機関や商業施設等へ協力を呼び掛け、協力施設の拡大を図ってまいります。

(地域福祉課)

3 「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」について

〈回答要旨〉

- 災害からの逃げ遅れを防ぐためには、障がいのある方が、正確な情報を速やかに取得することが重要であると認識しています。
- 地域の実情に応じて、災害時の情報伝達手段を多重化・機能強化できるよう、市町村に対して多様な情報伝達手段の整備を働きかけるとともに、活用可能な支援策等の助言を行ってまいります。
- 今後、「信州防災アプリ」の避難情報等のプッシュ通知に、音声読み上げ機能の導入を検討するなど、障がいのある方が防災情報等を迅速かつ確実に取得することができるよう、障がい者団体の皆様の意見を伺いながら、関係機関とも連携し、取組を進めてまいります。

(危機管理防災課)

- 防犯情報の発信に関しては、県民に対して地域の格差なく迅速に情報が届くよう、長野県、長野県警察本部、市町村等の関係機関が緊密に連携して取り組んでいます。
- 情報発信の方法に関しては、防災行政無線や有線放送を活用した音声情報、ウェブサイトや電子メール、SNSといったデジタル技術を活用した文字情報で発信するなど、様々な障がいがある方も情報が行き届くよう対応しています。
- また、障がいの特性によっては、ご家族や支援者を通じて適切に情報が伝えられることが重要な場合もあると考えているところです。
- このため、様々な障がい児・者及びそのご家族、支援者に防犯情報が迅速かつ適切に届くよう、引き続き関係機関と連携し、様々な方法を用いた情報発信とその周知広報に努めてまいります。

(くらし安全・消費生活課、警察本部生活安全部生活安全企画課)

4 「障がいのある人も共に生きる長野県づくり条例」について

〈回答要旨〉

- 「障がいのある人も共に生きる長野県づくり条例」を実効性のあるものとするため、広報媒体やイベント、出前講座等の機会を活用し、条例の内容及び事業者の合理的配慮の提供義務について普及啓発に努めています。
- また、県が全庁を挙げて障がい者共生社会づくりを率先垂範するため、全組織共通目標と部局目標を設定し取組を強化しています。
- 引き続き、多様な機会を通じ、県民や事業者が障がい等に対する理解を深め、合理的配慮の提供が適切に行われるよう、情報提供、助言等の支援を行ってまいります。

(障がい者支援課)

5 歩道における視覚障害者と自転車との接触事故ゼロを目指して、県民への周知を強化していただきたい

(長野県視覚障害者福祉協会)

〈回答要旨〉

- 自転車乗車時の交通安全教育は、幼少期からの教育が重要であることから、県では各年代に応じて、交通ルールの遵守や正しい自転車の乗り方などの教育に取り組んでいるほか、関係機関と連携して、街頭における啓発活動を実施しています。
- 季別の交通安全運動では、自転車の交通ルール遵守について運動の重点として盛り込み、自転車のルール遵守等を呼び掛けているところです。
- 県としては、このような取組を継続するとともに、今後の活動の際には、視覚障がい者との接触事故が起きないよう、自転車の交通ルール遵守や思いやりのある運転等を啓発してまいります。
- また、万一、視覚障がい者が当事者となる事故が発生した場合には、近くにいた方の積極的な援助が必要な点も併せて周知してまいります。

(くらし安全・消費生活課)

(長野県視覚障害者福祉協会)

6 学齢期終了後の成人移行後の医療型肢体不自由者入所施設の確保と増床を希望します (長野県肢体不自由児者父母の会連合会)

〈回答要旨〉

- 医療型短期入所、療養介護の施設の充実は、病床確保の必要があることから地域の医療機関の理解と協力が欠かせません。飯伊圏域においては医師会と保健福祉事務所の協働により新たな事業所が開設されました。圏域・地域の自立支援協議会や医療的ケア児等コーディネーターとも協力して、今後も支援資源開拓に努めてまいります。
- 障害福祉サービス等事業者は、国が定めるサービス報酬により事業所運営を行っており、その報酬の額は原則3年ごとに国が改定することとなっています。令和3年度の報酬改定では、医療的ケア児等に対する支援の充実が一定程度図られたところですが、現在、令和6年度の報酬改定の検討が行われているところです。今後の報酬改定に係る検討状況を注視してまいります。
- 併せて、利用者支援のより一層の充実を図るためにには、適切な職員配置や専門的知識・経験を有する人材の確保などが不可欠ですので、それらを実現できるよう、実態に即した報酬への見直しについて、引き続き国へ要望してまいります。
- 施設整備への補助については、医療的ケアに対応できる生活介護事業所の整備事業を優先採択事業の一つとして掲げています。引き続き、国へ施設整備に係る十分な予算の確保や制度の拡充を要望するとともに、県としても必要な予算の確保に努めるなど、障がい者が地域で充実した生活が送れるよう支援してまいります。

(障がい者支援課)

7 真のインクルーシブ教育体制への第一歩

(長野県手をつなぐ育成会)

〈回答要旨〉

- 教員の配置数については、義務標準法第7条により学級数に応じた配置数の標準が定められています。それ(当該標準)をもとに、長野県で配当基準を定めています。
- 25人規模の学級については、国においても少人数学級の効果検証を行っていくための国と地方の協議の場を設け検証を行っており、適正な学級規模について検証の余地があるため、国の動向も注視しながら、引き続き検討してまいります。
- なお、更なる少人数学級を推進するためには、教員を増やす必要があります。それには国の教員定数の改善が必要であることから、令和5年6月に知事・教育長から文部科学省に対して要望を行ったところです。今後も、国に対して要望してまいります。

(義務教育課)

- 「インクルーシブな教育」とは、「障がいのある子どもができる限り身近な地域で同世代の仲間と共に学ぶ中で、持てる力を最大限伸ばすことができる教育」であるとともに、「障がいのない子どもも含めたすべての子どもが、仲間と出会い関わる中で多様性を認め合い、多様な価値観の中で問題を解決していく力を育むことができる教育」でもあると考えます。
- 特別支援学校に在籍している児童生徒が、同じ地域の仲間と交流する機会を保障する取組として、「副学籍制度」があります。令和5年度の実施状況は、特別支援学校に在籍している児童生徒がいる市町村の98.5%が、この「副学籍制度」に取り組んでいます。今後も、障がいのある子どもが、できる限り身近な地域で学ぶ機会を保障していくための一つの方策としての「副学籍制度」を、市町村とも連携し、さらに充実していくよう努めてまいります。

(特別支援教育課)

8 精神障害者の社会参加の促進

(長野県精神保健福祉会連合会)

〈回答要旨〉

- 障害福祉サービス事業所の職員が、多様な機会を通じ、障がいに対する理解を深め、支援の技術や専門性の維持・向上を図ることは、支援の質を高めることにつながり、精神的な障がい抱える方の社会参加を促進する観点からも大変重要であると認識しています。
- 県では、精神障がいに関する正しい知識を得ることで、当事者に適切に関わることができるよう、精神的な障がいを抱える方に関わる者を対象に研修会を開催しているほか、当事者やその家族を支える団体に事業を委託し、家族・支援者の養成も行っているところです。
- 精神障がいについての正しい理解をより一層広げ、就労継続支援事業所への定着を通じて社会参加の促進が図られるよう、こうした事業について、関係機関や関係団体と連携して、就労継続支援事業所などの障害福祉サービス事業所への周知や、開催方法の工夫などを図ってまいります。

(障がい者支援課、保健・疾病対策課)

9 長野県社会福祉総合センター（仮称）の早期建設を希望します

〈回答要旨〉

- 移転により各団体との意思疎通がこれまで以上に円滑に行われる環境となり、県としても県内福祉の向上に向けた取組の連携を密にして進めてまいります。
- 会議室等施設面で御不便をおかけしておりますが、日程等の調整をしていただき利用をお願いいたします。
- 御要望の「社会福祉総合センター（仮称）」については、各団体の活動状況等を踏まえた上で将来のあり方を検討してまいります。

(地域福祉課)

10 障害者福祉施策に係る予算の充実確保を要望します。

〈回答要旨〉

- 高齢化等による社会保障関係費の増加により、国・県・市町村の財政事情は大変に厳しい状況にあり、今後は更に厳しさを増すことが見込まれております。
- このような状況ではありますが、障がい者の皆様が地域で安心して暮らしていくことができるよう、国の動向を十分に把握しながら必要な予算の確保に努めるとともに、障がい者福祉施策が後退しないよう市町村とも連携して施策の推進に努めてまいります。

(障がい者支援課)